

各国の環境情報を含む情報開示制度

国名		中国	韓国	シンガポール	南アフリカ
開示を要求する法律名		環境情報開示弁法(試行)(2007年)	Framework Act on Low Carbon, Green Growth(低炭素グリーン成長基本法、2010年)	Policy Statement on Sustainability Reporting(2010年)	会社法(Companies Act, No 71 of 2008)
規制対象		-	一定以上の温室効果ガス排出企業及びエネルギー消費企業	シンガポール証券取引所上場企業	JSE(ヨハネスブルク証券取引所)上場企業
規制内容	開示項目	19条で9項目を規定。 <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針、年間の環境目標と結果 ・資源消費量 ・環境保護投資と環境技術の開発状況 ・排出汚染物質の種類、量、濃度、場所 ・環境保護施設の建設と運営状況 ・生産過程における廃棄物処理、総合的リサイクルの状況 ・環境保護部と協力して自主的に環境改善を行っている旨 ・社会的責任履行状況 ・自主開示である旨 	該当企業は以下を毎年政府に報告する。(44条) <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量 ・エネルギー消費量 政府は企業別に上記の主要情報を公開する。 (備考:違反した場合は1千万ウォン以下の罰則を科される:64条)	以下の情報の開示を推奨: <ul style="list-style-type: none"> ・企業行動に影響する環境関連の法規制及び国際協定、自主協定 ・サステナビリティ指針 ・環境及び社会配慮に関するリスクリスクマネジメント指針及びプロセス ・自社の属する業界の関心事や課題 サステナビリティ上の影響、リスク及び機会の評価	企業倫理、コンプライアンス、内部統制、環境及び従業員に関する事項
	開示媒体	-	統合 GHG 情報管理システム	適正な開示媒体にてサステナビリティ情報を開示する。	財務情報と CSR 情報とを統合してステークホルダーに開示する「統合報告」
	審査制度	-	あり	社内外からの審査を推奨する。	なし(self-regulationのみ)
関連する環境報告情報開示のガイドライン等		上場企業に係る環境報告書作成ガイドライン(上市公司环境信息披露指南) グリーン証券方針(綠色証券指導)	企業の環境情報開示スキーム(Corporate Environmental Information Disclosure Scheme)	Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies(2010年)	King Report on Governance for South Africa 2009 and King Code of Governance Principles (King III) (2009年9月)

各国の環境情報開示制度

国名		デンマーク	英国	米国	カナダ
開示を要求する法律名		デンマーク財務報告書法(Danish Financial Statements Act, 2008)99 条 a	会社法(Companies Act 2006)	証券取引法(1934 年) ※具体的な開示内容は、規則 S-K (regulation S-K) で規定されている	各州における証券(Securities Act) National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations (NI 51-102)(2007)
規制対象		<ul style="list-style-type: none"> ・会計クラス C 及び D の企業 クラス D: 上場企業及び国営企業 クラス C: 以下の基準を 2 つ以上満たす企業 ➢ 総資産/負債:143 百万クローネ以上 ➢ 純収入:286 百万クローネ以上 ➢ 従業員数:250 名以上 ・開示範囲は単体(親会社が子会社および関係会社を含めることも可能) 	英国企業および公共機関 (規模により開示内容要請異なる)	米国 SEC 登録会社	上場会社
規制内容	開示項目	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の環境に与える影響、環境へのいかなる悪影響を予防・削減・修復するための対策 ・CSR 方針、CSR 遂行体制と手続、達成度の評価、CSR 方針がない場合はその旨を記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が環境に及ぼす影響を含む環境に関する事項 ・従業員に関する事項 ・社会・コミュニティ課題 ・環境及び従業員に関する事項を含む ・KPI を用いた分析(大規模会社のみ) 417 条 (5) (6)(サステナビリティに関する開示規定)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護に係る法令の遵守が資本的支出、収益及び競争力に与える重要な影響 ・当期及び将来期間の、環境管理設備に対する重要な資本的支出の見積額 ・経営者による財務・経営成績の分析など 	企業の環境債務、資産除去債務、規制による財務的および非財務的な影響、環境問題による定量的、定性的リスク
	開示媒体	年次財務報告書中のマネジメントレビュー報告、または(義務)	年次財務報告書における取締役報告書(directors' report)内のビジネスレビュー	発行時及び定時の SEC 提出書類 (Form 10-K、20-F といった開示様式が定められている)	年次財務報告書
	審査制度	なし(財務諸表との関連でレビューされるのみ)	ビジネスレビューが財務報告と整合していることを監査人が監査	なし(財務諸表との関連でレビューされるのみ)	なし(財務諸表との関連でレビューされるのみ)
関連する環境報告情報開示のガイドライン等		Reporting on corporate social responsibility – an introduction for supervisory and executive boards	環境に関する主要業績指標ガイドライン(Environmental Key Performance Indicators,2006)	気候変動開示に関する委員会ガイダンス (Commission Guidance Regarding Disclosure Related to Climate Change, 2010)	環境情報開示に関するガイダンス(CSA Staff Notice 51-333 Environmental Reporting Guidance, 2010)

各国の情報開示制度

国名	出典
中国	<p>後藤 敏彦「中国 環境報告書ガイドライン策定計画」(2009年12月24日)</p> <p>关于企业环境信息公开的公告(国家环境保护总局)http://www.mep.gov.cn/gkml/zj/wj/200910/t20091022_172224.htm</p> <p>http://wfs.mep.gov.cn/gywrfz/hbhc/zcfg/201009/t20100914_194483.htm</p> <p>http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/200910/t20091023_180135.htm</p>
韓国	<p>Framework Act on Low Carbon, Green Growth(2010年)</p> <p>http://www.moleg.go.kr/english/korLawEngjsessionid=2XVAoj0GR5aI5jBzbf231tBLR5sfbIXWqUKrdjsnkPDpRoPPZWg4k7g10127dywk?pstSeq=52136</p> <p>Regulation on the Operation of Environmentally-Friendly Firms(XXXX年)</p> <p>Corporate Environmental Information Disclosure Scheme In Korea、KEITI(2010年)</p> <p>韓国環境省発行「Corporate Environmental Information Disclosure Scheme In Korea」(2010年12月)</p>
シンガポール	<p>Policy Statement on Sustainability Reporting</p> <p>http://www.sgx.com/wps/wcm/connect/38b2a38043bbbcc09052b78792afe0f7/Policy+Statement+on+Sustainability+Reporting.pdf?MOD=AJPERES</p>
南アフリカ	<p>Companies Act, No 71 of 2008 (2008年) https://www.saica.co.za/Portals/0/Technical/act71_2008.pdf</p>
デンマーク	<p>経営研究調査会研究報告第38号(2010年3月24日) P17~18</p> <p>松尾敏行「環境情報開示モデルの構築－財務報告と環境報告の連携－」(2010年9月) P54</p> <p>平成19年度 環境会計に関する国内外動向調査業務(2008年3月) P67~70</p> <p>Deloitte Denmark のメール</p>
英国	<p>経営研究調査会研究報告第38号 P14~16</p> <p>松尾敏行「環境情報開示モデルの構築－財務報告と環境報告の連携－」P55</p> <p>Pensions Act, 2004 http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/35</p>
米国	<p>経営研究調査会研究報告第38号(2010年3月24日) P4</p>
カナダ	<p>National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations: http://www.osc.gov.on.ca/documents/en/Securities-Category5/rule_20040402_51-102-cont-disc-ob.pdf</p> <p>OSC STAFF NOTICE 51-716 ENVIRONMENTAL REPORTING: https://osc.gov.on.ca/documents/en/Securities-Category5/sn_20080229_51-716_enviro-rpt.pdf</p>